

2011年1月13日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年1月13日付けで諮問（第457号）された住民基本台帳に関するこ
とに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通
知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠法令

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項
の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は
公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会
に応じなければならない拘束力はない。

そこで、本件照会に基づき、その詳細と照会の具体的な必要性について神奈川県警察本部国際捜査課に問い合わせを行なった。

(ア) 照会の内容について

「捜査内容の詳細については回答できないが、当課において、公正証書原本不実記載及び同行使、出入国管理及び難民認定法違反並びに詐欺事件の関係者としての捜査中の照会対象者が、養子縁組と住所変更を繰り返し、住民基本台帳カードの交付を受けていると思われる。その住民基本台帳カードを本人確認書類として銀行の通帳や携帯電話の詐取、偽装結婚などの事件に関して対象者の捜査を行うにあたり、本人を確定する資料として①住民基本台帳カード発行の有無、②申請日、公布日、交付状況、再発行日③有効期限④登録住所⑤住民基本台帳カード貼付の顔写真を明らかにするため、住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写し等が必要である。」とのことであった。

したがって、本件照会は、「捜査関係事項照会書」のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、捜査の迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

今回の照会の目的は、捜査上「いつ、誰がどのような写真を使い住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行なったのか」を知る必要があるということであり、この目的外提供に係る個人情報は、住民基本台帳カード交付・再交付申請書によってしか得られないものである。

また、本件照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、本件照会そのものの正当性及び公益性は認められるものである。

よって、本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

ウ 目的外提供する個人情報

本件の目的外提供に係る個人情報は、住民基本台帳カードの交付を受ける際に提出する申請書に記載されている内容である。

住民基本台帳カード交付・再交付申請書によって得られる個人情報は以下のとおりである。

(ア) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写し

- a 申請者の住所、氏名、フリガナ、生年月日、性別、申請事由、希望するカード様式、顔写真

- b 窓口に来た者の本人確認方法
 - c 住民基本台帳カードを受領した者の氏名
 - d 申請した年月日及び交付年月日
- (イ) 住民基本台帳カード交付・再交付申請書の写しに付随するその他関係書類

回答書（文書照会による本人確認方法。本人宛に照会書を送付し，回答書と健康保険証等を持参することで本人確認を行う。）

申請者の住所，氏名，回答書を記載した年月日，回答書を持参した年月日。

- (ウ) 発行事実の有無

エ 目的外提供の相手方

神奈川県警察本部 刑事部 組織犯罪対策本部
国際捜査課長 司法警察員警視 志田 勇太郎

- (2) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

- (3) 提出資料

資料1 捜査関係事項照会書(写し)

資料2 住民基本台帳カード交付・再交付申請書

資料3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

- (1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は，正当な請求権を有した司法警察員によって行われるものであり，本件照会の具体的必要性については，「捜査内容の詳細については回答できないが，公正証書原本不実記載及び同行使，出入国管理及び難民認定法違反並びに詐欺事件の関係者として捜査中の照会対象者が，養子縁組と住所変更を繰り返し，住民基本台帳カードの交付を受けていると思われる。その住民基本台帳

カードを本人確認書類として行った銀行通帳や携帯電話の詐取、偽装結婚などの事件に関して照会対象者の捜査を行うにあたり、いつ、誰がどのような写真を使い当該住民基本台帳カードの交付申請を行い、誰が受け取ったのか、その時の本人確認は何をもって行なったのかを知る必要がある。」とのことである。また、実施機関では、本件の目的外提供する個人情報は、住民基本台帳カード交付・再交付申請書によってしか得られないものであり、捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上